

どこが問題なのか どうすればよいのか

# マンション基礎杭不正施工問題 報告会

2015年12月18日（金）午後2時より

司会：日本共産党横浜市会議員 あらき 由美子

1. 開会のあいさつ

日本共産党横浜市会議員団 団長 大貫 憲夫

2. 日本共産党横浜市議団からの報告

日本共産党横浜市会議員 岩崎 ひろし

3. (仮題)「マンション傾斜問題の原因と背景」

国土交通省労働組合本部役員

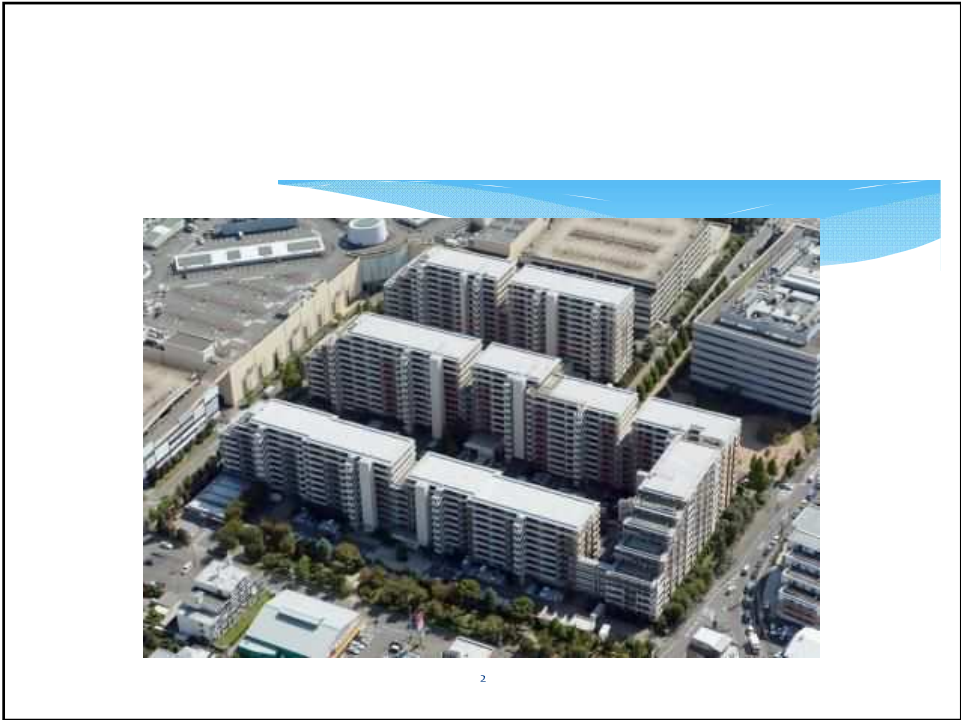
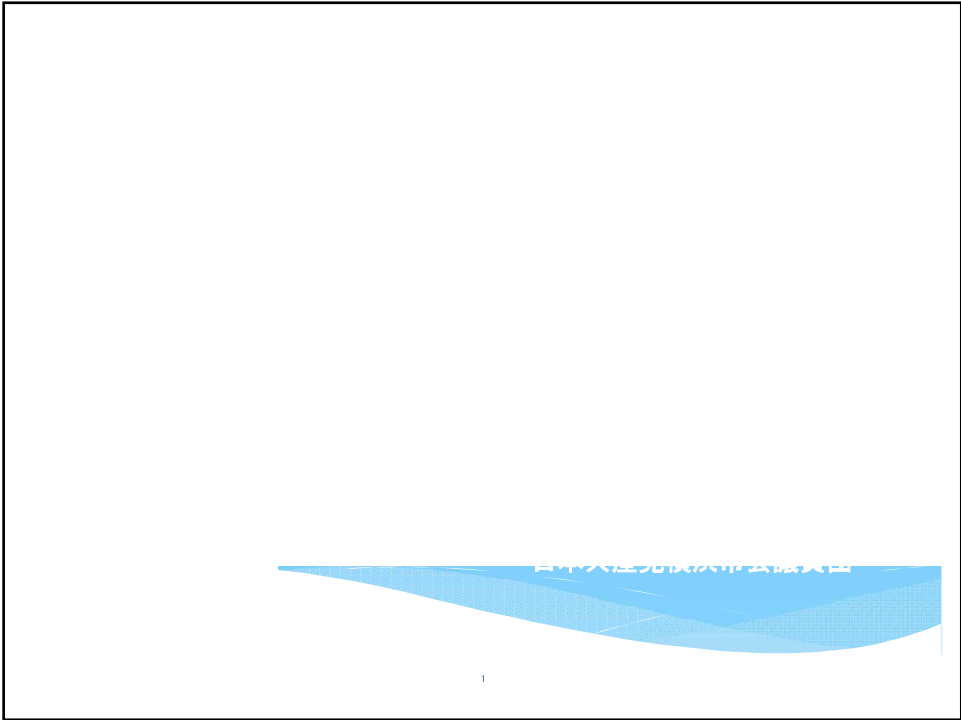
4. 国会からの報告

はたの君枝衆議院議員

5. 意見交換

主催：日本共産党横浜市会議員団

電話 045-671-3032





3



4



10月19日 現地調査

11月12日 国土交通省交渉



5

### (1) マンション居住者に衝撃と不安拡がる

～建物の安全無視の由々しき事態相次ぐ～

- 免震装置データ偽装(2014年2月)
- 西区マンション傾き(2014年4月)
- 港南区役所基礎杭コンクリート充填不足(2014年9月)
- 都筑区マンションで2センチのズレ発覚(2014年11月)

### (2) 全市住宅数の約半数がマンション住戸

- 市内住戸の総数 約158万
- マンション等戸数 約76万

### (3) 建物の安全確保は、全市民の問題

- マンションの特殊性：購入者が安全性を直接確かめること不可
- 販売会社、建設会社等に携わる事業者を「信用」して購入
- 販売、設計、施工に携わる事業者の責任重大

6

## (1) 10月21日 林市長に緊急申し入れ

・・・その後の経緯に大きく反映

1. 相談窓口の設置等、必要な支援策を講じること。
2. マンション建設等の杭打ち工事を中間・完了検査の対象にすること。
3. 不良施工の原因・背景を、横浜市独自に徹底解明すること。
4. 情報を速やかに公表し、説明責任を果たすこと。
5. 必要な法・制度の改正を国に働きかけること。

## (2) 現地調査・議会質問・行政当局聴取

- 10月15日 決算特別委員会・建築局審査質疑
- 10月19日 現地調査・はたの衆院議員、市会議員団
- 10月30日 はたの衆院議員が国交省聴取（市議団参加）
- 11月09日 団会議で建築局聴取
- 11月12日 国政交渉・国交省（市議団参加）
- 12月09日 市会本会議・一般質問
- 12月10日 市会・建築都市整備道路常任委員会質疑



7

～杭打ち不良施工問題 建築局が議会に報告《別紙》～

## (1) 被害住民への支援

～大きな困難、長期化をどう克服するか～

(市長答弁要旨)

本市独自支援は、建築局、教育委員会事務局、こども青少年局、健康福祉局、区役所等で庁内体制を整え、すすめる。

【相談窓口】 横浜市建築局  
電話 045-671-2953



8

## (1) 建築基準法施行令 第38条1、3項

(条文要旨)

1. 建築物の基礎は、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、構造耐力上安全なものとしなければならない。
3. 建築物の基礎の構造は、・・・中略・・・基礎の底部（基礎ぐいを使用する場合にあつては、当該基礎ぐいの先端）を良好な地盤に達することとしなければならない。

## (2) 建築基準法 第12条5項

(条文要旨)

工事計画若しくは施行の状況又は建築物の敷地、構造若しくは建築設備に関する調査の状況に関する報告を求めることができる。

9

各世に問題視されている横浜市内のマンションのべい打ち工事。加圧設備が壊れて、打ち手タの底が浅くなっていることが、現場作業員の手で明らかになりました。現場作業員は、現場で働いていますが、基礎の構造が浅くなっています。 鶴岡 英二、田中 浩二

「問題視されているマンション」は、横浜市の中心部に位置する、約100戸のマンションです。このマンションは、昨年12月に着工されたばかりで、現在は基礎工事の真っ最中。現場作業員は、現場で働いていますが、基礎の構造が浅くなっています。 鶴岡 英二、田中 浩二

「問題視されているマンション」は、横浜市の中心部に位置する、約100戸のマンションです。このマンションは、昨年12月に着工されたばかりで、現在は基礎工事の真っ最中。現場作業員は、現場で働いていますが、基礎の構造が浅くなっています。 鶴岡 英二、田中 浩二

購入者には安全アピール

現場作業員 告発スcoop

工法も問題だ

下請けは声あ

確かな「品質管理」でLQのレベルアップを追求

LQをより高いレベルで実現するために欠かせないのが「品質管理」です。私たち独自の品質管理システムにより、全工程においてしっかりとチェック。マンションによっては施工会社がかわることもありますが、確かなクオリティをお届けすることは、デベロッパーとしての社会的責任であると考えます。

売り手の三井不動産レジデンシャルがマンション購入者に配布した資料に掲載されたくい打ち現場と見えない。現場作業員は、現場で働いていますが、基礎の構造が浅くなっています。

11月15日付しんぶん赤旗日曜版より

10

## (2) 「建築基準法第12条5項」に基づく原因究明

### 解明できたこと

(市長答弁要旨)

「杭の未達、根入り不足の個所」や「施工データの流用等の状況」、「杭の未達でも大地震時に建物は倒壊・崩壊しないこと」

### 未解明のこと

(市長答弁要旨)

手すりのズレに関する原因究明等は継続して報告を受ける

11

## (3) 再発防止対策

### 原因究明の状況

(市長答弁要旨)

手すりのズレの原因究明が、「建て替えが必要」なのか、「補修で行える」のかの最終的な判断に影響する。また、「ズレの拡大が進行する」のかなど、住民の不安解消に重要な要素となる。徹底した原因究明を進める。

### 再発防止への対応

(市長答弁要旨)

再発防止の観点から、国土交通大臣へ建築業法や建築基準法など関係法令の検証の要請(10月28日)した。引き続き、国土交通省と連携を進め、対応する。

12

## (1) 被害住民に寄り添った実効性ある支援

(党市議団の要求)

- 住民に寄り添い解決まで対応すること。  
都筑区のマンションは705世帯。赤ちゃんから高齢者までの居住者の安心・安全が脅かされ、不安な中での生活を余儀なくされている。
- 固定資産税減免について国に対応を求めること。
- 本市独自に具体的な支援策を実施すること。
  - 転居（仮転居）に公的住宅の提供等を検討すること。
  - 保育園・幼稚園の入(転)園等の手続きを支援すること。
- その他

13

## (2) 原因・背景の徹底究明

・・・答えは、現場にある

建築基準法第12条5項を活用して

～「2cmのズレの原因」及び「施工の状況」の把握が不可欠～

(党市議団の要求)

- 2センチのズレがなぜ起こったのか、ズレは今後、広がる恐れはあるのかないのかを究明すること。
- 事前ボーリング調査の位置、箇所数、データ、工事を担当した事業者・監督者・作業員など「現場の状況」を詳細に把握し、問題点をすべて明らかにすること。

14



### (3) 再発防止へ市独自の仕組みづくり

～建築基準法第12条5項を活用して～

(党市議団の要求)

- 杭打ち現場立ち会い、施工報告書の提出、適正施工確認後に次の工程へ移行すること等を、本市建築行政のルールに位置付けること。
- 独立性・非営利性を原則とする本市独自の安全性をチェックする仕組み(第三者による検査機関等)を創設すること。

15

### 建物の安全・安心への信頼回復は、

- 「原因・背景の徹底解明」
- 「事業者の社会的・法的責任の追及」
- 「安全・安心を担保する法・制度等の改正」
- 「不安・不信を持つ市民への説明責任と支援対策」
- その他

世論の喚起と運動が不可欠である。

市長への申し入れ書を鈴木副市長に手渡す日本共産党横浜市議団（10月21日）



16

2015年10月21日

横浜市長 林 文子 様

## マンション傾斜問題で横浜市の実責任ある対応を求める緊急申し入れ

日本共産党横浜市議員団  
団 長 大 貫 憲 夫

都筑区のマンションで基礎杭の不良施工等があったことが、連日報道されています。目の届かないところで安全が軽視・無視された由々しき事態です。横浜市は、市民の命と財産を守る責任を負っています。市は、不安と憤りを募らせている当該マンションの住民に寄り添って、直ちに必要な支援の手をさしのべる必要があります。

横浜市内では、免震装置のデータ偽装、港南区役所新築工事の基礎杭コンクリート不足、西区マンションに続く今般の都筑区マンションの基礎杭不良施工等々、安全無視、市民の命を軽視する事態が相次いでいます。

横浜市には、マンション生活の世帯が全市の住宅戸数の3分の1以上を占めており、そこに住む多くの市民が住まいに対する不安を持っています。横浜市は、こうした点を認識した上で、情報の速やかな公表と市民への説明責任を果たすことが求められます。

不良施工の原因解明にとって、今回の現場での徹底した検証が欠かせません。しかし、報道を見る限り、検証作業の実態は事業者側の動きしか伝わってきません。建築行為は、建築基準法に基づいて行われているかぎり、行政責任を伴っています。不良施工の検証は、法を所管する国土交通省と許認可権を持つ横浜市が中心になって行う必要があります。特に、横浜市は、市内で発生した重大事案と受け止め、主体的・独自の原因と背景の解明に全力をあげることが強く求められます。

建築行政および建設分野に対する市民の不信は極限に達していると言わざるを得ません。なぜ、安全無視の工事が繰り返されるのか、その背景を解明することが不可欠です。

この十数年にわたる規制緩和によって、建築工事に関わる多くの確認・検査が民間の検査機関にゆだねられるようになりました。さらに、新建材や新技術が開発されることによって、国土交通大臣がそれを「認定」することで「検査不要」としたことなど、安全管理・検査を軽視する流れが広がりました。一連の不正事案が相次ぐ事態の背景に、建築基準法改正と称して行った規制緩和の流れが安全最優先のシステムを崩壊させつつあると見なければなりません。建築分野の規制緩和に対して徹底した検証を行い、安全最優先のシステムを再構築しなければならず、そのために必要な法整備を検討すべきです。

以上により、市民の命と財産を守る立場から、林市長に次のことを実施するよう、求めます。

## 記

1. 被害住民に寄り添い、安全・安心な暮らしの再建に向けて、出張相談所や局区の相談窓口の設置等、必要な支援の手立てを講じること。
2. マンションに対する市民の不安を解消するために、当面、市内のマンション建設について、杭打ち工事を中間と完了時の検査対象とすること。
3. 不良施工の原因、背景の解明に総力をあげること。その際、業者の報告を待つのではなく、国に調査・解明を強く求めるとともに、市としても主体的・独自の原因と背景の解明に全力をあげること。
4. 明らかになった情報は、速やかに公表し、市民への説明責任を果たすこと。
5. 必要な法改正等について、国に強く働きかけること。

以 上

# 基礎ぐい工事問題に関する対応について

- ◆目次
- 旭化成建材(株)によるくい施工データ流用等に関する一連の経過
  - くい施工データの流用等があった件数
  - くい施工データの流用等があった物件の安全性確認の進め方
  - 庁内対応体制
  - 5-1. 都筑区のマンションへの対応
  - 5-2. 公共施設等への対応

法：建築基準法

## 1. 旭化成建材(株)によるくい施工データ流用等に関する一連の経過

表1 旭化成建材(株)によるくい施工データ流用等<sup>\*1</sup>に関する一連の経過

	都筑区マンションの経過	旭化成建材(株)施工物件(3052件)の経過
9月		
15	支持層未達6本、根入れ不足2本の報告 →安全検証及び原因究明を指示	
10月		
6	くい施工記録の電流計データ流用等の報告 →データ流用の原因究明を指示	
16	くい先端部セメント量のデータ流用等の報告 →安全検証及び原因究明を指示 指導方針 安全性の確認/徹底した原因究明/住民の方への適切な情報提供と丁寧な対応	
19		都筑区マンション以外の工事の報告を国が指示
22	法第12条第5項 <sup>*2</sup> の報告を求める。	過去10年間のくい工事実績を国に報告(3040件)
23		施工データの流用等の有無の調査を国が指示
26	県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会にて状況報告	
28	国へ不適切なくい施工にかかる緊急要請 (技術的支援/情報提供/関係法令の更なる検証)	
11月		
6	庁内実務担当者会議 開催	
9	横浜市くい工事問題に関する対策会議 開催、九都県市首脳会議にて状況説明	
12	法第12条第5項の報告書を受理(1回目) …5-1(2) 参照	
13		流用等件数の中間報告:266件(うち県内30件)
16		市内の施工データ流用等件数が判明 【市内9件(他にデータ不存在1件)】
19		都筑区マンションを除く9件について、法第12条第5項の報告を求める
24	法第12条第5項の報告書を受理(2回目) …5-1(2) 参照	・くい工事実績最終報告:3052件(過去10年間) ・流用等件数最終報告:360件(うち県内36件) ・市内の施工データ流用等件数に追加(市内3件・他にデータ不存在2件)が判明 【計市内12件(他にデータ不存在3件)】
25		都筑区マンションを除く9件について、法第12条第5項の報告書を受理
27		11月24日に新たに判明した5件中3件について、法第12条第5項の報告を求める。
12月		
4		11月24日に新たに判明した5件中2件について、法第12条第5項の報告を求める。
8	構造耐力の適合性について法第12条第5項の報告を求める。	

※1 転用、改ざん、加筆を含みます。

※2 法第12条第5項の報告とは、特定行政庁(横浜市)から建築物の所有者や工事施工者等に対して、建築物に関する工事の施工の状況等について報告を求めることができる建築基準法上の制度です。

## 2. くい施工データの流用等があった件数

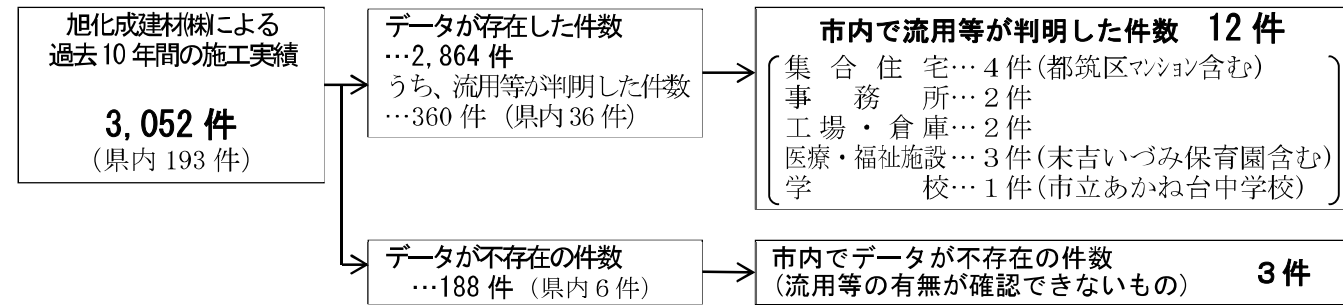


図1 用途別件数

## 3. くい施工データの流用等があった物件の安全性確認の進め方

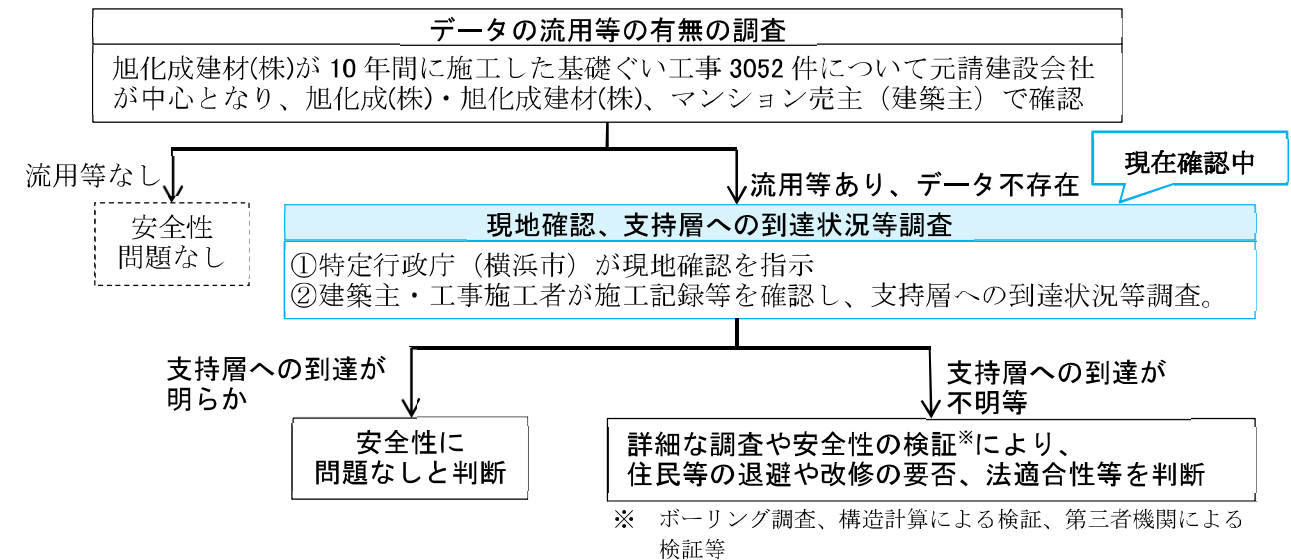


図2 くい施工データの流用等があった建築物の安全性確認の進め方

## 4. 庁内対応体制

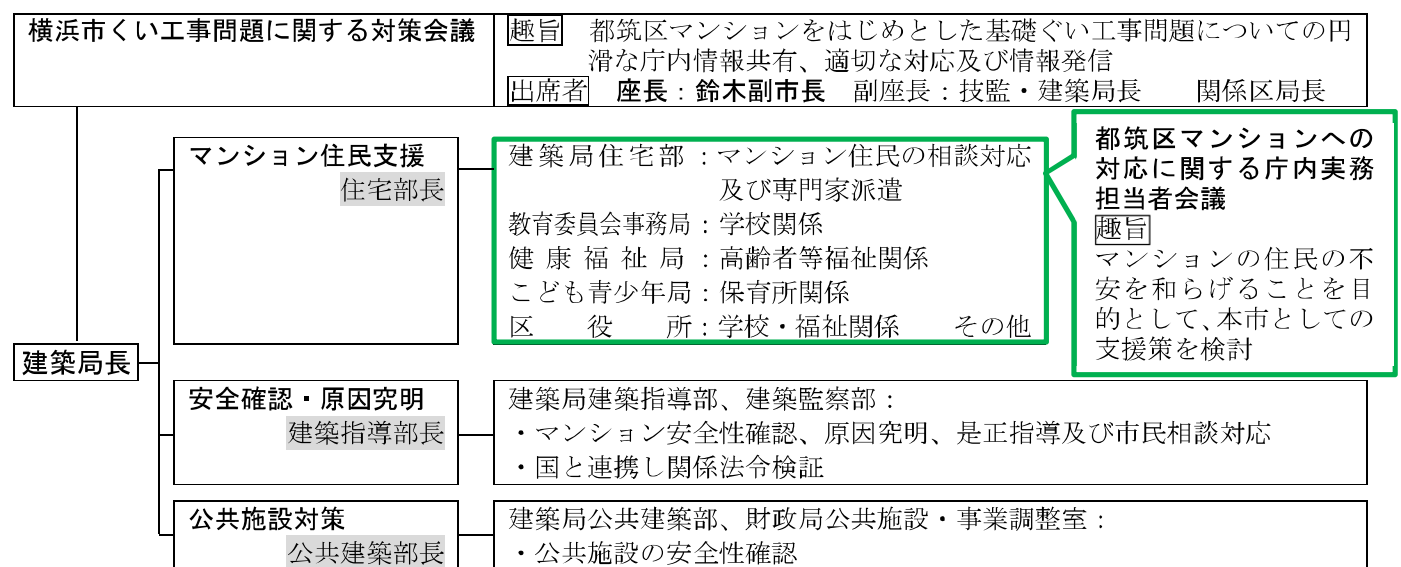


図3 庁内対応体制

5-1. 都筑区マンションへの対応

(1) マンションの概要と状況

ア 建物概要

場 所	横浜市都筑区池辺町
構造・規模	鉄筋コンクリート造 12階建 延べ面積 70,881.73 m <sup>2</sup>
用 途	共同住宅 (705戸)、認可保育所 (民営)※
事 業 主	三井不動産レジデンシャル(株) 横浜支店 (株)明豊エンタープライズ
設 計 者	三井住友建設(株) 一級建築士事務所
工事施工者	三井住友建設(株) 東京建築支店
しゅん工	平成19年12月

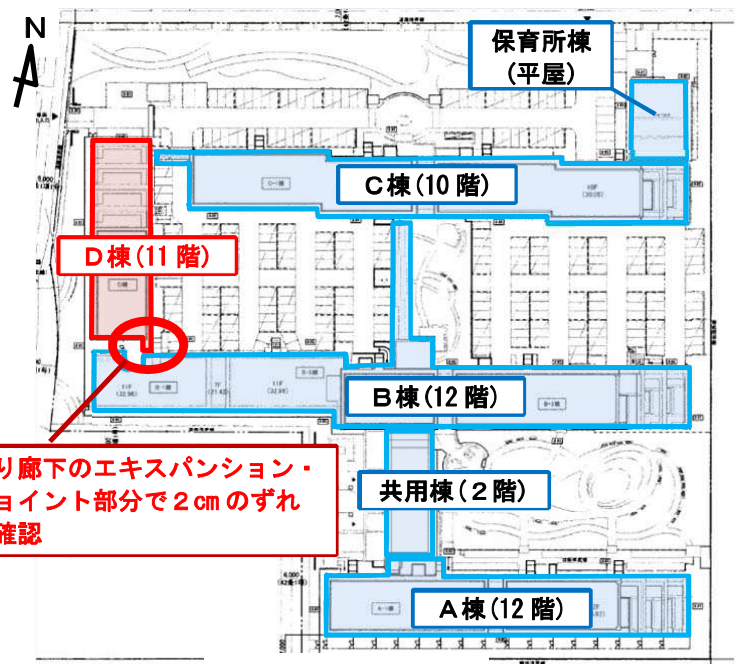
※ 本市が区分所有している建物の一部(保育所部分)を、社会福祉法人に貸し付けています。

イ 建物の状況



図4 案内図

(JR鴨居駅の北約1キロメートル「ららぽーと横浜」に隣接)



渡り廊下のエクステンション・ジョイント部分で2cmのずれを確認

図5 配置図

表2 くいの状況

棟 名 称	D 棟	A 棟	B 棟	C 棟	共用棟	保育所棟	(累計)
くい 工 法	既製コンクリートぐい						
くい 本 数	52本	111本	183本	127本	61本	18本	552本
くい支持層未達※1	6本	—	—	—	—	—	6本
根入れ不足※1	2本	—	—	—	—	—	2本
データ流用等	電 流 計	10本	10本	18本	—	—	38本
	セメント量	4本	5本	36本	—	—	45本
	総 数 (重複数※2)	14本 (0本)	13本 (2本)	43本 (11本)	—	—	70本 (13本)
地盤調査状況	調査済み	調査中					
根固部調査状況	調査方法検討中						

※1 建築物周囲の地盤調査状況から、支持層未達及び根入れ不足の可能性の高いもの

※2 電流計とセメント量の両方の流用等があったくいの本数

ウ 既製コンクリートぐい (DYNAWING工法) の概要

### DYNAWING工法の施工手順

掘削  
(右周り)

拡大掘削セメント  
注入 (左周り)

引上げ  
(左周り)

杭挿入回転  
または自沈

杭挿入完了

根固め部分  
(セメントミルクを注入し、  
くい先端を支持層に固定する部分)

支持層  
1m  
くい先端

当時の電流計と電流計チャート紙の印字状況

電流計

電流計チャート紙  
(他物件サンプル)

「支持層に到達しているか確認するための電流計データ」に流用等が判明

「くい先端を支持層に固定するためのセメントミルクの注入量のデータ」に流用等が判明

流量管理装置のチャート紙印字状況

セメントミルク注入の施工手順(概念図)

- ①セメントミルク 混練(プラント工)※杭一本分を混練
- ②セメントミルク 送液指示 (オペ⇒プラント工)
- ③セメントミルク 圧送(プラント工)※杭一本分を圧送
- ④圧送開始 連絡(オペ⇒現場代理人)
- ⑤流量計記録 開始(現場代理人)

図6 くい工法の概要 (旭化成建材(株)HPより抜粋)

(2) 指導の経過、状況

ア 指導の方針

(7) 安全性の確認と必要な対応について

- ・ D棟のくい未達の状態における安全性（大地震時）を最優先で検証（④）
- ・ D棟の建築基準法の構造耐力の適合性（長期、中規模地震時）の検証（⑥）
- ・ A、B、D棟のセメント量データ流用等を考慮した安全性の検証（⑤）

(4) 徹底した原因究明について

- ・ くい未達や根入れ不足（①）、データ流用等（②、③）のほか、手すりのずれ（⑥）に関する原因究明

(7) 住民の方への適切な情報提供と丁寧な対応について

- ・ 事業主から住民への説明と情報提供
- ・ 市から管理組合への適切な対応

イ 10月22日付で事業主及び工事施工者に求めた法第12条第5項報告の状況

報告事項	報告日	進行状況等
① <u>くい未達の原因</u> について調査結果の報告 ② <u>くい施工時の施工データ（電流値）の流用等の原因</u> について調査結果の報告 ③ <u>くい施工時のセメント量データの流用等の原因</u> について調査結果の報告	11月12日	進行状況：調査中 提出見込：平成27年12月頃
④ <u>くい未達の状態における建築物の安全性について第三者機関の意見も踏まえた検証結果の報告</u> （D棟）	<u>11月24日</u>	報告内容： ・ くい未達の状態とセメントミルク量の流用等を考慮した検討の結果、 <b>大地震時に建物が倒壊・崩壊しないと判断する</b> 。 ・ 検討内容について、平成27年11月18日に <b>第三者機関の評価書を取得した</b> 。
⑤ <u>セメント量データの流用等を考慮した建築物の安全性</u> について第三者機関の意見も踏まえた検証結果の報告（A、B、D棟）	11月12日	進行状況： 調査方法について第三者機関により概ね了解を得た 提出見込：平成28年4月頃

ウ 12月8日付で事業主及び工事施工者に求めた法第12条第5項報告の状況

報告事項	報告期限
⑥ <u>建築基準法の構造耐力の適合性について、第三者機関の意見も踏まえた検証結果の報告</u> （D棟）	・ <u>セメント量データ流用等を考慮しない検証</u> （くい根固め部が健全であるとした場合の検証） 平成28年3月31日 ・ <u>セメント量データ流用等を考慮した検証</u> （くい根固め部健全性の調査結果を反映した検証） 平成28年5月31日

エ 報告に関する市の見解と今後の対応

11月24日に最優先で報告を受けたD棟の安全性検証については、本市としても、**震度6強から7程度の大地震時に建物が倒壊・崩壊せず、住民の皆様の一時的な退避等の必要はないことを確認しました。**

今後も、**原因究明等について、継続して報告を受ける予定。**

(3) 管理組合への対応

10月26日 区役所、教育委員会事務局、健康福祉局、こども青少年局等と体制構築

10月27日 マンション管理組合からの相談

<管理組合の主な相談>

- ・ 一人暮らし高齢者世帯への相談支援
- ・ 移転に伴う学区変更等の相談支援
- ・ 移転先での幼稚園、保育園の入園優遇措置
- ・ 事業主の対応に対する行政指導（安全性が心配） など

<市からお伝えしたこと>

- ・ 庁内連携して取り組み、支援したい
- ・ コーディネーターなどの専門家派遣制度の説明

10月28日 区役所、教育委員会事務局、健康福祉局、こども青少年局等と相談内容を共有

11月6日 第1回庁内実務担当者会議開催

- ・ これまでの経過を共有し、支援の可能性を検討
- ・ 引き続き、管理組合との意見交換を行っていくこととする

11月18日 マンション管理組合へ庁内実務担当者から10月27日の相談に関する調整状況を説明

12月6日 マンション管理組合による住民説明会に出席し、横浜市の支援体制について説明

2015年12月18日

## マンション基礎杭不正施工問題 報告会レジュメ

日本共産党 衆議院議員 畑野君枝

### 1 横浜市マンション問題について市議団と国会との連携

- (1) 10月19日 横浜市マンション現地視察(市議団、県議団、国会から畑野)
- (2) 10月30日 国交省からの聴き取り(市議団、県議団、畑野)

### 2 くい打ち問題プロジェクトチーム

- (1) 11月10日 党国会議員団 くい打ち工事偽装問題対策チーム  
(穀田責任者、本村事務局長、畑野、島津、辰巳各副責任者)
- (2) 11月18日 党くい打ち問題チーム 国交省から聴き取り

### 3 国会論戦を通じて明らかになったくい打ち問題の本質

- (1) 日本共産党の国会論戦  
12月3日 本村衆院議員、辰巳参院議員(閉会中審査)
  - ① 建設業界全体の問題
  - ② データ偽装にとどまらず、工法の問題も
    - A 建設業界の実態について国土交通大臣の認識と責任を問う
    - B 偽装問題の全容の解明と実態の把握をせまる
    - C 背景その1 重層的下請け構造の問題点
    - D 背景その2 青田売り慣行の問題点
    - E 工事全体の管理監督責任を負うのは元請会社
    - F 建築基準法に基づく検査の不十分さ 第三者機関の必要性
    - G 工事監理者の責任
    - H コストダウンのためのダイナウイング工法
- (2) 国土交通省の姿勢
- (3) 11月30日 参院理事懇での自民党による突然の参考人招致撤回  
12月3日 衆院理事会で本村議員の参考人招致要求を拒否

### 4 今後の動き(国会)

- (1) 中間とりまとめ(年内)を受けて国交省から説明を求める
- (2) 次期国会での論戦 問題の風化をねらう業界・国交省を追及し、抜本的改正を
- (3) 住民に寄り添う責任ある支援を

以上

# 杭打ちデータ偽装問題

## 第三者チェック体制創設を

### 全容解明・実態把握を要求

横浜市の大型マンション傾斜を発端に杭打ちデータ偽装が深刻化し、不安が広がるなか、国会は3日、衆参両院の国土交通委員会を開き、基礎くい工事問題等に関して閉会中審査を行いました。日本共産党の本村伸子衆院議員と辰巳孝太郎参院議員が、全容解明・実態把握を求めることと、建設業界における工事の監理体制や行政等の検査の強化、第三者によるチェック体制創設の必要性を訴えました。

↓関連⑥面

工事監理者は、設計通りの施工が実施されているかを確認する義務があります。「チェック機能が働かない辰巳氏は、当該マンションで工事監理者は誰が務めたかを質問。国土省は「(元請けの)三井住友建設の3名の建築士で、設計者も同じ」としました。

辰巳氏は、工事監理業務の適正化と第三者性の実効性確保が必要だと強調し、「第三者性の実効性確保が必要だと強調し、構造的問題を放置してきたのではないかと追及しました。

## 衆参国交委 本村・辰巳議員迫る

今年耐震強度偽装(姉歯事件)問題から10年。本村氏は当時、マンションから退去を強いられた住民の「建設業界のモラルの低さに驚く」との言葉を重く受け止めるべきだと迫り、全容解明と実態の把握を求めました。石井啓一国交相は「コンクリートパイル建設技術協会の報告で約2800件以上の自主点検の結果、業界の実態を把握する」という目的であった情報を得られた。再発防止につなげていきたい」と実態把握は十分できたとの認識を示しました。



質問する本村伸子議員  
11月3日、衆院国交委



質問する辰巳孝太郎議員  
11月3日、参院国交委

本村氏は、業界任せの自主点検について「限界がある」との指摘があるとし、「業界全体への調査を実施すると新規工事がストップするため、国土省が建設業界へ配慮」しているのではないのか、住民、利用者の安全を二の次にしてないかと詰め寄りました。

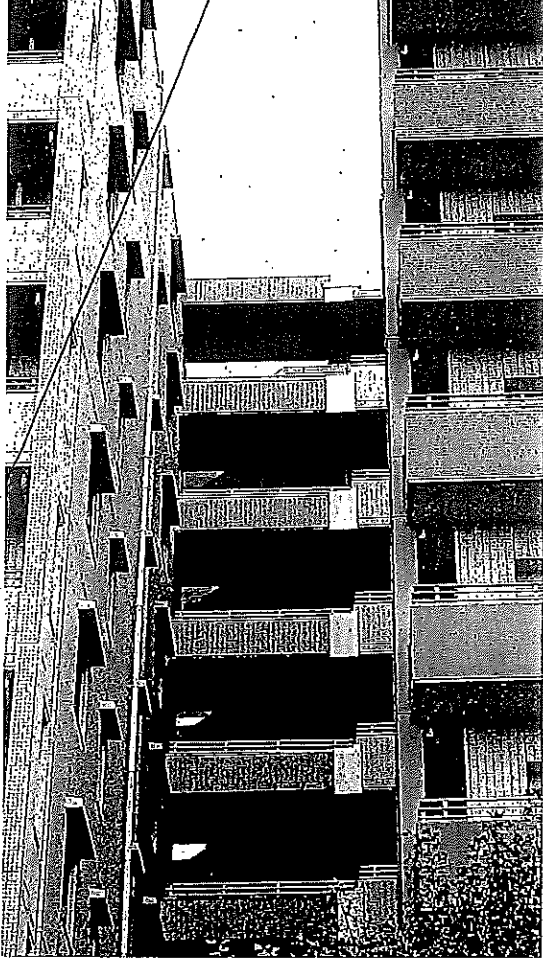
辰巳氏は、横浜市のマンションのデータ偽装をした旭化成建材だけでなく業界最大手などで相次ぎ不正が起ったことは重大だと指摘すると同時に、「さまざまな工事施工に対しては元請けの責任は免れない」と強調しました。

一定以上の建築物の工事をする場合、建築士である



本村・辰巳両議員追及

# 杭打ち偽装



傾きが見つかったマンションの渡り廊下＝横浜市都筑区

3日の衆参両院の国土交通委員会で行われた日本共産党の本村伸子衆院議員と、辰巳孝太郎参院議員の杭打ちデータ偽装をめぐる国会論戦。まん延する偽装とその背景にある構造的問題、元請けの責任、効率優先の規制緩和など国の責任問題が浮きあがってきました。(遠藤寿人、中東久直)

## 多重下請け構造の是正を

### 「丸投げ」

本村氏は、杭打ちデータ偽装が簡略化されまん延化したことを放置してきただけでなく、元請けの責任をどう感じるのか、国交省の姿勢をたじろめたい」と述べました。石井啓一 国交相は、旭化成建材や業界団体コンク

# 国の責任免れぬ

注をよめさせる提案をしてきたことを紹介。石井国交相は「いきすぎた重層の下請けにさまざまな弊害があることは承知している」と問題を確認しました。本村氏は「杭打ち業者の大半は元請けではなく、2次、3次、4次とあられ、売り主や元請けの意向に大きな影響を受けやすい。業界特有の多重下請け構造が根本にある」として是正を求めました。

## 住宅検査官制度をつくれ

### 企業任せ

本村氏は、工事全体の管理・監督責任がある元請け企業の責任について質問。国交省は「元請けの建設会社の建設業法上の位置づけは下請けに対する指導、施工体制台帳および施工体系図の作成。監理技術者の設置の義務を負っている、工事全体の責任を元請け企業は負っている」と答えまし

## 規制緩和 検証・総括せよ

### 工法問題

辰巳氏は「当該マンションの杭打ち工法が適切だったのか、検証が必要だ」と指摘しました。横浜市のマンションの杭打ちで使われたのは、旭化成建材が開発した「ダイナミック工法」。杭先端にコンクリート塊を造成し、支持力を高める「フレポール」で、同社によれば、発生残土を従来より大幅に低減でき、高支持力を得られるという。



国交省で議論する元請け杭打ち工法問題記者会見の(同じ側左から)辰巳、本村、辰巳、野野原、各議員。11月18日、国会内

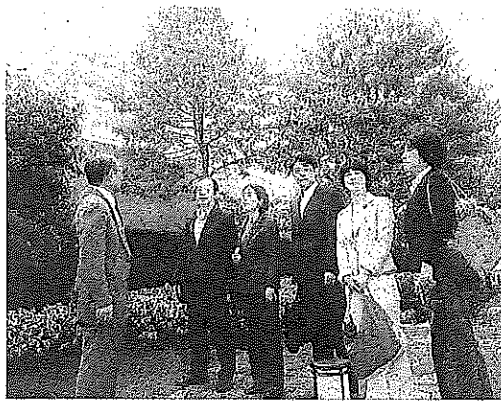
辰巳氏は「この工法は大臣認定を受けているが、それは(杭先端地盤が)砂質土盤で、れき質土盤に限られる。横浜のマンションは粘土質土盤でも特殊な土丹(固く締まった粘土)で、なせ、わざわざ認定工法以外のものを使用したのか」と疑問。国交省は「横浜市と一緒だ、(元請けなら)ヒアリングしているが、総合的に判断した」としている。辰巳氏は「つまり杭の本数を減らし、残土量を大幅に減らせるから」と指摘しました。公益社団法人土木学会が行ったアンケート調査で、「フレポール工法は大臣認定を受けているが、その効果は検証されていない」と指摘しました。

めて全体の建築基準法の適用性を確認するには施工記録や施工結果報告書の書類を確認することによっておこなっている」とチェックが及ばないことを認めました。本村氏は、「建設会社は不正はしない」との前提で、企業任せでは見抜けないうとして、第三者が工事現場で立ち会って監視するチェックの必要性を求め、日本建設士連合会が提唱する公的「住宅検査官制度」が必要ではないかと迫りま

20 15/10/20 H

# 不安に对应早く

## マンション傾斜 共産党議員視察



傾斜したマンションを視察する(左から)岩崎、大貫両市議、畑野衆院議員、椎葉参院比例候補、あさか参院神奈川選挙区候補、大山県議=19日、横浜市都筑区

三井不動産レジデンシャルが販売した横浜  
市都筑区の大型マンシ  
ョンが傾いた問題で、  
日本共産党の畑野君枝  
衆院議員、大山奈々子  
神奈川県議、大貫憲夫、  
岩崎広岡横浜市議、椎  
葉かずゆき参院比例代  
候補、あさか由香参院  
神奈川選挙区候補らが  
19日、現地を視察しま  
した。

畑野氏は「居住者の不安にこたえた対応を急ぐべきだ。建設業者、不動産業者の責任は当然問われるが、行政としての制度的問題がないのか、国が規制緩和をすすめる、チェックを民間検査機関に丸投げしていることは問題だ」と話しました。

岩崎氏は「横浜市はマンション世帯が全世帯の3分の1を占めており、同様の不安をもつ市民が多いことを認識し、情報の速やかな公表と市民への説明責任を果たすよう求める」と語りました。

行政処分視野  
国交省が調査  
横浜市の大型マンシ  
ョンが傾いた問題で、  
国土交通省は19日まで  
に、工事元請けの三井  
住友建設や、くい打ち  
工事を行った旭化成建  
材などを、建設業法に  
基づく行政処分を視野  
に調査を始めました。

国交省は、くい打ち  
工事でのデータ転用な  
どに関し、状況を報告  
するよう両社などに求  
めています。同省の担  
当者は「報告を受けた  
上で厳正に対処する」  
と話しています。  
建設業法では、業者  
が適切に施工せず公衆  
に危害を与える恐れが  
あるときや契約で不誠  
実な行為をしたときな  
どに、国交省が改善指  
示や営業停止命令など  
を行うとしています。

# マンション偽装

横浜市都筑区のマンションくい打ち工事データ偽装問題で、国土交通省の担当者から説明を受ける畑野衆院議員（左から2人目）ら。30日、衆院第2議員会館



## 畑野議員 国交省から聞き取り

# 販売・設計・施工 責任問う

横浜市都筑区のマンションのくい打ち工事データの偽装問題で、国土交通省の畑野議員は30日、国交省の担当者から聞き取りを行った。畑野議員は「当該マンションについて販売・設計・施工の各段階で責任があるが、国交省としては各段階でどのような問題があったのか」と考えているのかと質問。担当者は「それらの責任を網羅的に調査し原因を究明していく」とした。

当該マンションの建築確認、中間検査、完了検査は、民間検査機関が行いました。担当者は「横浜市にはその民間検査機関から10軒程度の概要がきます」「設計（級建築士）も、施工も三井住友建設だ」と説明がありました。また、「第三者委員会をつくり原因究明や対策を講じます」と述べました。

畑野氏は「販売主はじめ事業者が住民に真しに説明するよう指導を求めました。日本共産党の大山奈々子神奈川県議、加藤りか横浜市緑区市政対策委員長、高瀬康正

党国民運動委員会委員らが同席しました。調査の進捗状況公表を取りやめ

畑野氏は30日、同日予定していた子会社の旭化成建材（東京）のくい打ち工事3040件の調査の進捗（しんちよく）状況について公表を取りやめると発表しました。調査が難航し、報告をまとめることができなかったと説明しています。

## 都内学校でも流用の疑い

東京都江東区は30日、旭化成建材がくい打ち工事をした区内の学校1校でデータ流用した結果、建物の傾きや柱、外壁のひびなど表しました。現地調査の不具合はなく、現時点で安全性に問題はな

いといえます。同社のデータ流用発覚は北海道2、横浜2に続き4件目。改ざんの疑いがある物件は少なくとも

## 横浜の流用は市立中学

横浜市は30日、旭化成建材（東京）のくい打ち工事データ流用が見つかった公共施設は、青葉区の市立あかね台中学校と発表しました。市は、施工記録ではくい打全て固い地盤である支持層に達しており、目視でも建物に不具合はないとしています。

子どもが同校へ通って

## 保護者「びっくり」

いるという女性は「ただただびっくりした」と戸惑った様子。2年の娘が「新しい女性」「新しく建った学校なので、ひょっとして」と話していたと語り、「安全性に問題はない」と話すが、子どもを通わせる不安がある」と顔を曇らせます。

数十件に上るとみられます。区によると、同社は過去10年間にくい打ち工事を実施した区有施設は保育園1、小学校4、中学校2の計7施設。施工記録などを確認していたところ、うち学校1施設のくい46本中1本で、別のくいと同一のデータが見つかりました。

住民から懸念の声

北海道釧路市

旭化成建材によるデータ流用が新たに発覚した北海道釧路市の道営住宅では29日、住民から「不正はもっとあるのでは」との懸念のトのひび割れが気になった。

声が上がりました。妻と子どもの親子3人で暮らす男性会社員（40）は「5、6年前から廊下のコンクリー旭化成建材に求めました。り始めたといえます。妻と子どもが不安があるので、しっかりと対応してほしい」と道から旭化成建材に求めました。

2015.11.12 H

# 旗 赤 ぶん 新

## くい打ち工事偽装追及へ

### 党国会議員団 対策チーム初会合

日本共産党国会議員団は10日、「くい打ち工事偽装問題対策チーム」の初会合を国会内で開きました。責任者



くい打ち工事偽装問題対策チームの初会合 10日、国会内

に穀田恵二衆院議員（国対委員長）、事務局長に本村伸子衆院議員、副責任者に畑野君枝、島津幸広両衆院議員、辰巳孝太郎参院議員が担当することを確認しました。

旭化成建材のくい打ち工事偽装は、データ偽装した個人の問題にとどまらず同社の中で偽装が常態化していることが明らかになったばかりか、同社以外にも偽装が発覚するなど建設業界の構造的問題に発展しています。

問題の発端となった横浜市のマンションで党横浜市議団と調査などを行った畑野議員は、くいが基盤まで達していないのに建物の構造上は安全性に問題はないとされることなど、法制度の不備を指摘しました。

穀田議員は「耐震強度偽装事件のときも、東洋ゴムの免震偽装も大問題になった。今回は、重層的下請け構造を背景にした広範囲にわたるもので、建設業界の構造的な問題とし

て対策を講じる必要がある」と指摘しました。中審査を求めていくことや、データ偽装が判明している建築物などの調査活動に取り組むことを決めました。

会合は、国会で閉会